

自動車事故報告書について

重大事故があった場合は、自動車事故報告書を、運輸支局長を経由して国土交通大臣に提出しなければなりません。

○自動車事故報告書の提出が必要な重大事故

- ①自動車が**転覆、転落、火災、鉄道軌道車両との衝突又は接触**を起こしたもの
- ②**10台以上**の自動車の**衝突又は接触**を生じたもの
- ③**死者又は重傷者**を生じたもの
- ④**10人以上の負傷者**を生じたもの
- ⑤自動車が**積載された危険物等**の全部若しくは一部が**飛散又は漏えい**したもの
- ⑥自動車が積載された**コンテナ**が**落下**したもの
- ⑦**操縦装置又は乗降口扉を開閉する操作装置の不適切な操作**により、**旅客に傷害**が生じたもの
- ⑧**酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転**を伴うもの
- ⑨**運転者の疾病**により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- ⑩**救護義務違反**があったもの
- ⑪**自動車の装置の故障**により、自動車が運行できなくなったもの
- ⑫**車輪の脱落、被牽引自動車の分離**を生じたもの(故障によるもの)
- ⑬**橋脚、架線その他の鉄道軌道施設を損傷し、3時間以上鉄道軌道車両の運転を休止**させたもの
- ⑭**高速自動車国道又は自動車専用道路を3時間以上通行止め**にさせたもの
- ⑮国土交通大臣が特に必要と認めたもの

○自動車事故報告書の提出が必要な自動車運送事業者等

- ・**バス、タクシー事業者**(旅客自動車運送事業者)
- ・**トラック事業者**(貨物自動車運送事業者、特定二種貨物利用運送事業者)
- ・**自家用有償旅客運送者**
- ・**整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者**

○提出期限、提出先、提出部数

- ・重大事故があった日から**30日以内**に
- ・管轄する**運輸支局**へ(例:徳島ナンバーなら徳島運輸支局)
- ・自動車事故報告書を**3部提出**

※詳細については自動車事故報告規則をご覧ください。

※自動車事故報告書の様式等については四国運輸局HPに掲載しています。

四国運輸局HP:<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/houkokusyo.html>

自動車事故の速報について

自動車運送事業者等は、使用する自動車について、以下の表に該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、その事故の概要を運輸支局長に速報する必要があります。

速報に該当する事故	バス	タクシー	トラック
1名以上の死者を生じた事故	○	○	－
2名以上の死者を生じた事故	○	○	○
乗客に1名以上の重傷者を生じた事故	○	○	－
5名以上の重傷者を生じた事故	○	○	○
10名以上の負傷者を生じた事故	○	○	○
酒気帯び運転行為	○	－	－
酒気帯び運転を伴う事故	○	○	○
自動車の転覆、転落、火災、鉄道軌道車両との衝突又は接触による事故	○	○	－
自動車の転覆、転落、火災、鉄道軌道車両との衝突又は接触によって、自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散又は漏えいした場合	－	－	○
自然災害に起因する可能性のある事故	○	○	○
脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故	○	○	○
その他社会的影響が大きいと認める事故	○	○	○

○速報の期限

- ・事故の発生から、**24時間以内**において できる限り速やかに

○速報の方法

- ・電話、メールなどの適切な方法

○連絡先

- ・徳島運輸支局 TEL 088-641-4813 (夜間・休日) TEL 090-8280-8839
- ・香川運輸支局 TEL 087-882-1355 (夜間・休日) TEL 090-8280-6471
- ・愛媛運輸支局 TEL 089-956-1561 (夜間・休日) TEL 090-8281-0764
- ・高知運輸支局 TEL 088-866-7313 (夜間・休日) TEL 090-8280-7346
- ・四国運輸局 TEL 087-802-6786 (夜間・休日) TEL 090-6285-6837